

令和5年度第1回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会会議録

議題	1 会長及び副会長の選出について 2 令和5年度予算について 3 令和4年度松林公民館主催事業報告および令和5年度事業計画について 4 その他
日時	令和5年5月31日（水）14時15分から15時54分まで
場所	茅ヶ崎市立松林公民館2階第1会議室
出席者氏名	会長：細田 勲 副会長：吉原 敏明 大澤 知行、上村 純夫、沖山 紗也香、羽場 由佳子
欠席者氏名	村松 章生
会議資料	・令和5年度第1回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会次第 ・資料1 公民館運営審議会について ・資料2-1 令和5年度歳入予算 ・資料2-2 令和5年度歳出予算 ・資料3 令和4年度事業報告 ・資料4 令和5年度事業計画
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0人

◎事務局

ただいまより、令和5年度第1回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会を開催いたします。
会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。議事に入ります前に本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

◎事務局

本日の会議は、半数以上の委員の御出席をいただいております。茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第2項の開催要件を満たしておりますので、会議は成立していることを御報

告いたします。また、本日傍聴のお申し出はございません。

続きまして、公民館運営審議会につきまして簡単にご説明させていただきます。

資料1「公民館運営審議会について」をご覧ください。

公民館運営審議会につきましては、社会教育法により公民館に置くことができるものとされており、茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市公民館条例により設置しています。現在、委員は7人で任期は2年となっております。

この審議会につきましては、会長、副会長を置きます。後程、委員のみなさんによる互選で決定していただきます。通常は、年間2～3回の審議会のほか、県の研修会や公民館大会、市内5館の連絡協議会などがあります。

今年度の予定としては、本審議会は2回、また各種研修会なども新型コロナウイルス感染症の影響によりどのような対応になるかわかりませんが、詳細がわかりしだい委員の皆さまにご連絡させていただきます。任期の後半には公民館運営の充実を図るための課題をテーマとした諮問を館長からさせていただき、審議会から答申をいただきます。

この諮問以外におきましても、公民館や公民館事業についてお気づきの点や地域の情報などを、幅広くご意見としていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、「議題1、会長及び副会長の選出について」を議題といたします。茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第12条によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により選出していただくこととなっております。

選出に入る前に、各委員さんの自己紹介をお願いいたします。本日配布しております名簿順にお願いしたいと思いますので、細田委員さんからお願いいたします。

(委員順次自己紹介)

◎事務局

自己紹介が終わりましたので、会長及び副会長の選出に移らせていただきますので、皆さままでご協議をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(正副会長の互選)

◎事務局

会長・副会長が決まりましたので会議を再開いたします。会長には細田委員さん、副会長には吉原委員さんと決定いたしました。よろしく願いいたします。

茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条に審議会の会議は、会長が招集し、議長となる

とありますので、議題2以降につきましては、規則に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

◎細田会長

(細田会長挨拶)

◎細田会長

次に、副会長に就任いたしました吉原委員さんよりご挨拶をお願いいたします。

(吉原副会長挨拶)

◎細田会長

ありがとうございました。それでは、議事を進めてまいります。この会議は公開となっており、会議終了後、会議の概要を2日以内、議事録を45日以内に公表することとなっています。議事録の確認については、会長一任ということによろしいでしょうか。

(異議なし 各委員賛同)

◎細田会長

それでは、「議題2、令和5年度予算について」、事務局説明を願います。

◎事務局

それでは、松林公民館の令和5年度予算について事務局よりご説明いたします。

令和5年度予算につきましては、茅ヶ崎市総合計画及び茅ヶ崎市実施計画2025基本方針に基づき、限られた予算の中で、事業を行っていくこととなっておりますのでよろしくお願いたします。

では、資料2-1 令和5年度歳入予算内訳表をご覧ください。

(歳入)

歳入につきましては、財産収入と諸収入及び市債でございます。

款17財産収入につきましては、自動販売機の建物貸付収入でございます。

建物貸付収入につきましては、132,000円を見込んでおります。

款21諸収入につきましては、自動販売機の電気使用に伴う電気料の負担金 60,1

39円と、印刷機及び複写機利用費用の76,665円を合わせた136,000を教育費雑入として見込んでおります。

款22市債につきましては、開館から40年近く経過しているため、経年劣化が進んでいる公民館の電気設備を改修するための工事に係る整備事業債でございます。

次に、資料2-2「令和5年度事業別歳出予算内訳表」をご覧ください。

(歳出)

歳出につきましては、区分の上1行目の表左側から010公民館運営審議会委員経費、020業務管理経費、030施設維持管理経費、040公民館活動費、050新型コロナウイルス感染症対策事業費の5つの経費からなっております。表左側の縦1列目の区分01報酬から下において19負担金補助及び交付金までありまして、それぞれが二段書きになっております。上段が令和5年度、下段が令和4年度予算でございます。

(以下、資料2-2で説明)

010 公民館運営審議会委員経費

010公民館運営審議会委員経費につきましては、総額146,000円となっております。

予算の主な内訳について説明いたします。

01報酬140,000円は、委員の審議会出席に伴う年2回分の報酬でございます。

09旅費につきましては、県の公民館運営審議会委員の研修会旅費となり、6,000円となります。

公民館運営審議会委員経費の説明につきましては、以上となります。

020 業務管理経費

次に、020業務管理経費につきましては、総額9,944,000円で令和4年度と比較し、550,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、会計年度任用職員制度により、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員が継続任用により昇給するための報酬等の増額が挙げられます。

内訳を見ていきますと、01報酬05会計年度任用職員報酬7,820,000円及び03職員手当等17会計年度任用職員期末手当1,270,000円を計上いたしました。

続きまして、09旅費45,000円につきましては、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員の交通費の費用弁償となっております。

11需用費をご覧ください。こちらは01消耗品費で、公民館の業務管理に関する消耗品が中心となっております、02燃料費、06修繕料については、公用車の燃料費及び

車検時の修繕料となっております。

次に、12 役務費の421,000円につきましては、令和4年度と比較しまして、240,000円の増額となります。01 通信運搬費357,000円は電話料となっており、03 手数料64,000円はグランドピアノの調律や公用車の点検手数料などに要するものでございます。

次に、14 使用料及び賃借料93,000円は、印刷機のリース料及び放送受信料となっております。

また、19 負担金補助及び交付金8,000円は、人事異動により館長が変わった場合の防火管理者講習会受講料を計上したものでございます。

業務管理経費の説明につきましては、以上となります。

030 施設維持管理経費

次に、030 施設維持管理経費につきましては、総額2,951,000円で、令和4年度と比較し、1,356,000円の増額となります。主な増額理由といたしましては、11 光熱水費の増額でございます。それでは、内訳についてご説明いたします。

05 光熱水費2,012,000円につきましては、令和4年度に比較し、1,144,000円の増額となり、これは、原油価格の高騰による電気料金の上昇によるものです。

06 修繕料の390,000円につきましては、誘導灯及びコンデンサの修繕及び緊急修繕費用となっております。

次に、12 役務費05の13,000円は火災保険料となっております。

13 委託料536,000円につきましては、公民館の機械警備委託契約及び高木の剪定委託料となっております。

次に、02 予防保全事業費の15 工事請負費10,437,000円は開館から40年近く経過しているため、経年劣化が進んでいる公民館の電気設備の改修工事を行う経費を計上したものでございます。

施設維持管理経費の説明は以上となります。

040 公民館活動費

040 公民館活動費につきましては、公民館における主催事業に関する経費として883,000円を計上したものでございます。

なお、内訳についてでございますが、講座実施に伴う講師謝礼代としての報償費642,000円、消耗品費として91,000円、公民館まつり委託料として150,000円を計上したものでございます。

050 新型コロナウイルス感染症対策事業費

050 新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、国の新型コロナウイルス

感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止の対策として、感染防止用品を購入するための経費として77,000円を計上したものでございます。

令和5年度の松林公民館予算全体といたしましては、24,438,000円となり、令和4年度と比較し、12,248,000円の増額となります。

増額の大部分は、前段の施設維持管理経費でご説明いたしました電気設備の改修工事費となっております。

令和5年度予算についての説明につきましては、以上でございます。

◎細田会長

事務局より説明が終わりました。何か質問等はございますか。

(質疑応答、意見なし)

◎細田会長

では、他に質問やご意見が無ければ次に移ります。

続いて「議題3、令和4年度松林公民館主催事業報告及び令和5年度事業計画について」事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局

主催事業につきましては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止措置が緩和され、対面での講座開催が可能となりました。松林公民館では、新型コロナウイルス感染症がまん延する前後も、変わらず年間約70弱の事業を行っております。講座内容を見直しつつ、対面講座とZoomを活用したオンライン講座という2つの手法を交えながら、毎年度実施しているところです。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へと移行したことに伴い、マスクの着用が個人判断となるなど新たなフェーズへと移行いたしました。コロナ禍以前と同じ公民館運営・講座開催では立ち行かないと考えております。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等社会情勢を加味したうえで、様々な手法を交えながら、主催事業を実施していく方針です。

それでは、令和4年度の事業報告とあわせ令和5年度の事業計画について、ご説明いたします。

資料は資料3「令和4年度 茅ヶ崎市立松林公民館主催事業報告」、資料4「令和5年

度「茅ヶ崎市立松林公民館主催事業計画」をお手元にご用意ください。

事業計画は、各カテゴリーに分類し、事業ごとにオンライン、動画、対面等の開催方法、事業の概要、開催時期という構成になっています。

なお、令和5年度も既に2ヶ月を経過しておりますので、開催済みの講座もごさいます。ご了承ください。

では、番号順に代表的なものを紹介させていただきます。

まず「1の子ども事業」ですが、「子どもの広場」は、コロナで制限される中でも対面講座とZ o o mによるオンライン講座と2つの手法を交えながら、子どもたちだけではできない遊びやスポーツの提供、ボランティアとして団体や地域の方々にご協力いただき、世代を超えた交流の促進を目的として実施しております。

次に、「2の家庭教育支援関連事業」ですが、「子育てフリースペース」は、地域の子育てボランティア、室田保育園及び保育課の保育士、ベビーマッサージ講師の協力のもと開催し、子育て中の出来事や悩みを共有することにより仲間意識を持ち、孤独な子育てから母親たちを救うこと、親世代や祖母世代から生活の知恵や生き方を学び、子どもと一緒に過ごしながらも母親の気分転換の機会の提供を目的とした講座です。特に、対面講座として、昨年10月に再開した際には、多くの子育てママが待ち望んでいた環境のようで、通常約2倍である55名もの親子が参加されたことは驚きでした。最近では、パパの積極的な参加も見られ、このような居場所作り・交流の場が地域で求められていると再認識するとともに、今後も継続していく必要があると考えております。

次に、「3のシニア事業」です。「Z o o mの使い方講座」は、パソコンボランティア団体の協力を得て、簡単なスマホの無料アプリである「Z o o m」を使って、家族との会話や友達とコミュニケーションをとる方法を学び、コロナ禍等の外出が困難な状況にあっても、孤独になることなくいろいろな人と交流する手段を増やすことを目的とした講座です。こちらについては、後述いたしますが、令和5年度の重点プロジェクトにも位置づけられております。

次に、「4の地域課題解決等事業」ですが、「美味しい味噌づくり」は、現代社会において、核家族化が進むことにより、若いお母さんやお父さんに日本古来の発酵食品の良さや作り方を教える機会が少なくなっており、人から教わることにより、人の温かさや、雑談から得られる地域の情報や地域にあった作り方を学ぶ講座です。講師には、市内在住のシニアにお願いし、参加者同士の情報交換を交えながら、手作りの美味しさに親しみ、簡単にできる手作りの楽しさにチャレンジしていただくこと、また、参加者に味噌作りをマスターしていただき、講師になる人材を育て、地域の力で継続できる事業とすることを目

的とした講座です。

次に、「5の学習成果活用・学習情報提供事業」ですが、「春の山野草展」は、公民館利用団体である「茅ヶ崎山草会」との共催事業で、学習成果の活用、地域交流を図ることを目的とした講座で、今年度は松林公民館 講義室と本庁舎1階の市民ふれあいプラザにて、山野草の展示を行いました。プラザに設置されている大型モニターでも過去の様子を映し、大々的に行いました。市長をはじめ、市内外の多くの来庁者・来館者にご覧いただきました。市ホームページにあります「日めぐり茅ヶ崎」にも当日の様子を掲載し、開催後も配信することで、会員の作品発表の場作り、視聴者に春を感じていただくことを目的とした講座です。

なお、令和5年度については、「4の地域課題解決等事業」「5の学習成果活用・学習情報提供事業」の前に、茅ヶ崎博物館とデジタル田園都市国家構想推進事業により整備されたW i F i環境を利用した「博物館連携事業」が4に加わっております。このため、これ以降の項番が1つずつ後ろ倒しになります。

令和4年度では項番6以降（令和5年度では、項番7以降）の事業、事業の概要などにつきましては、ほぼ例年どおりの記載内容ですので、説明を割愛させていただきます。

最後に、令和5年度は、これまで説明しました松林公民館の事業計画の他、市内にあります5公民館で連携した講座開催も行っております。

その中でも、今年度は、「デジタルデバイドの解消」を課題として掲げ、重点プロジェクトに据え、5公民館で取り組んでまいります。

具体的な事業として、シニア世代のオンライン講座デビュー促進を目的とした「Z o o mの使い方講座」、青少年の情報リテラシー能力の向上を目的とした「情報リテラシー講座（仮称）」、シニア世代のスマートフォン使用支援を目的とした「スマホ入門教室（仮称）」の3事業を行う予定です。

簡単ではございますが説明は以上です。よろしく願いいたします。

◎細田会長

事務局より説明が終わりました。何か質問等はございますか。

(質疑応答、意見)

◎大澤委員

事業のなかで防災関係の講座が今年度はないのでしょうか。

◎事務局

資料4 2 家庭教育関連事業の10に防災講座とあります。こちらで、内容を検討しております。

5 地域課題等事業「ペットの災害対策」という講座を6月7日に開催予定です。

◎大澤委員

こういった要望は、年度内に実施される事業に反映されるものなのでしょうか。

◎事務局

今回いただいた御意見等を職員間で共有し、実施内容を検討していくことになります。

年度内に実施可能であれば、随時対応していく方針です。

予算や講師の都合などにより年度内の実施が難しい場合もあります。その場合は、次年度に向けて、事業企画検討を行います。

◎細田会長

大澤委員がおっしゃっていただいたように、公民館にこうしてもらいたい、という要望は審議会以外の場でも館長さんに伝えてもらって構いません。

会議と会議の間のタームが長いので、気が付いてこれは、と思ったことがあれば、その都度公民館へ伝えてもかまいませんか。

◎事務局

はい。構いません。大丈夫です。

◎大澤委員

松林公民館は避難場所なのでしょうか。

室田小学校が避難場所になっているが、何も揃っていないというような声を聴いている。寝るもの、囲うもの、食料など何もないということがあった。19年度の大きな災害から大きく改善していると聞いているが、どうなのでしょうか。

◎事務局

室田小学校などの小・中学校が1次避難所となっており、松林公民館は2次避難場所に

は指定されています。災害対策用品に関しては、今現在災害用マット、パーテーション等が松林公民館にも保管されています。今年度も災害対策用品が夏ごろに向けて準備されると伺っております。

◎大澤委員

民生委員の会議でも必ず防災の話は出てきます。高齢者の避難は課題にあがるが結論が出ない。市の防災対策課にも問題提起をしているが、なかなか答えが出ない。

年1回の大きなイベントではなく、防災の講座を定期的に、月一で防災をテーマにしたものを開いてもらえると参考になるかなと思います。

◎細田会長

災害が起きた場合、市の方から情報公開をしてもいいよ、という人の名簿は来るのですが、情報公開をしたくない人からの情報は来ないのです。でも、実際に、災害が起きた場合、情報公開の有無に限らず、目の前には支援を要する人がいるわけです。

地域の自治会が把握している支援を必要とする方と、市からもらう情報公開可能な方との数字のギャップが大きいことが課題です。

実際に災害が起きた、まさにその時に、情報発信がされる。それでは、すぐに動けないのだけれども、そのリストに載っていないのになんで助けに来たんだ、とは言われないうでしょう。

5割近くの人が、市の方へ申告をしていないという現状があります。

意識を改善させるためには、いろんところでアプローチを投げかけるというのが必要なのだと思います。

◎沖山委員

子どもがいるのですが、高齢者の方が逃げ遅れてしまったりするという話と同様に、私も1人で子ども達を逃げさせるということは難しいです。近くに親がいるので、そこまでいけば、親や近所の方に助けてもらうことができます。なので、高齢者に限らず、子どもがいる・いないに限らず、協力し合えるシステムが作れたらなと思います。

◎吉原副会長

そうですね。孤立しないようにする、というのが大事なんだろうね。松林地区約7,000世帯ぐらいいるので、日ごろからのコミュニケーションが大事だと思います。

◎上村委員

少し話は変わりますが、ごみの有料化の話で、車でよその地区からきて、ゴミを捨てる方がいるんです。

その捨てたものを誰が捨てるのか、どうするのかと見て見ぬふりをしたりする。その状況を見ていて、災害が起きたときに助け合いなどできるのかと思います。

この問題と同じように、支援が必要な人を言わない。助けが必要な高齢者を隠す傾向があるんです。人のゴミも触りたくない、支援が必要な時に関わりたくない、という人もいて、寂しい状況だなと思います。

◎大澤委員

水害が起きて、本当に避難しなくてはいけない時は、2階に逃げなさいと言われていますよね。でも、大抵の場合、床下浸水、床上浸水でもほんの少しぐらいで終わってしまう。

高齢者の一人暮らしの人は、2階に上がる方が大変なんですよね。このまま下にいればいいのか、上に逃げたほうがいいのか判断に迷ってしまう。だから、一般論ではなくて、きめ細かい個別具体的な対応、1人1人にあった避難対策をとることはできないでしょうか。

◎沖山委員

1人1人、個別具体的な状況を考慮した避難方法がわかるといいですよ。

私はこうすればいいということがわかるので。

◎細田会長

現在、関東大震災が起きたときと同じような災害の経緯を辿っているという見解もあります。起きてからでは困るということもありますが、いつということではなく、防災意識を高める講座等をスポットでやっていただけるといいなと思います。もう少しアピールをしても良いかと思います。

◎事務局

防災対策課とともに「親子と学ぼう！防災キッチン」という事業を行い、あるもので材料を簡単にはかりパンを作る、起震車の体験をする、日常から備えておくものを学ぶという講座をしています。

調理が入るため、人数は限られてしまいますが、調理を伴わない講座であれば、多くの方に参加してもらえenと思います。皆さんの意見を事業に反映させていければと思います。

◎吉原副会長

パンで思い出しました。パン教室あったと思うのですが、申し込みはいつも定員満員でしょうか。

◎事務局

定員にならないものもありますが、子どもの講座等は定員になりやすいです。

◎吉原副会長

この質問をしたのは、パンの講座以外でも子ども向け講座やイベントに参加できない子が多いという声をきいています。できる限り、事業回数を増やす等、多くの子どもに参加できるようにしてもらえますか。

◎事務局

職員も実は、その点が気になっております。先着順にせずに抽選とする、過去にやったことのある方は対象から外す等の考慮をしています。引き続き、子どもだけでなく、多くの方に講座に参加できるような方法がないか検討していきます。

◎大澤委員

ホームページにサークル活動が載っていると思うのですが、サークル紹介の情報が古くなっている。少し整理していただけないでしょうか。

◎事務局

情報が古いままとなっておりますすみません。精査していきたいと思えます。

◎細田会長

たくさんのお意見が出ましたね。その他、意見はありませんでしょうか。

それでは、次に移りたいと思えます。

「議題4、その他」について、委員の皆さま、事務局から何かございますか。

◎事務局

次回の審議会の日程についてですが、今年度は2回の開催を予定しており、第2回目は、2月～3月頃に開催する予定となっておりますのでよろしくお願いたします。

最後になりますが、市主催の研修会等があった場合は随時ご連絡をさせていただき、調整させていただきますのでその時はよろしくお願いたします。

◎細田会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。